中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項各号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示の一部を改正する告示

中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項各号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示（平成三十一年経済産業省告示第八十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項各号及び第三項の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示 1　中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項各号及び第三項に規定する主として電気の販売を行うために取得又は製作若しくは建設をする設備は、認定等（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項の規定による認定又は同法第十八条第一項の規定による変更の認定をいう。以下同じ。）を受けようとする特定事業者等（同法第二条第六項に規定する特定事業者等をいう。以下同じ。）の当該認定等に係る経営力向上計画（同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。）に記載された発電の用に供する設備（当該設備と併せて設置される架台、蓄電装置、制御装置その他の当該発電の用に供する設備に附属する設備を含む。以下「発電設備等」という。）であって、当該経営力向上計画に記載された実施時期のうち当該発電設備等により発電される電気の販売を行うことが見込まれる期間において、当該発電設備等により発電されることが見込まれる電気の量のうちに販売を行うことが見込まれる当該電気の量の占める割合が二分の一を超えるものとする。 2　（略）	中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項各号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示 1　中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項各号に規定する主として電気の販売を行うために取得又は製作若しくは建設をする設備は、認定等（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項の規定による認定又は同法第十八条第一項の規定による変更の認定をいう。以下同じ。）を受けようとする特定事業者等（同法第二条第六項に規定する特定事業者等をいう。以下同じ。）の当該認定等に係る経営力向上計画（同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。）に記載された発電の用に供する設備（当該設備と併せて設置される架台、蓄電装置、制御装置その他の当該発電の用に供する設備に附属する設備を含む。以下「発電設備等」という。）であって、当該経営力向上計画に記載された実施時期のうち当該発電設備等により発電される電気の販売を行うことが見込まれる期間において、当該発電設備等により発電されることが見込まれる電気の量のうちに販売を行うことが見込まれる当該電気の量の占める割合が二分の一を超えるものとする。 2　（略）

附　則

この告示は、令和七年六月二日から施行する。

○経済産業省告示第八十五号

中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の規定に基づき、及び同令を実施するため、中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項の規定に基づく経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件等に関する告示を次のように定める。

令和七年五月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項の規定に基づく経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件等に関する告示

1　中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項に規定する経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一　申請投資計画（中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項の経済産業大臣の確認（以下「計画確認」という。）を受けようとする投資計画をいう。以下同じ。）に係る中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項に規定する経営力向上計画（以下「経営力向上計画」という。）につき同項の認定（以下「計画認定」という。）の申請を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（以下「基準事業年度」という。）の売上高（事業年度の期間が一年未満である場合には、一年当たりの金額に換算した金額。以下同じ。）が十億円を超え九十億円未満である事業者が策定した投資計画であること。

二　申請投資計画の実施期間が三年以上十年以下であること。

三　申請投資計画に記載した経営規模に関する目標について、次のいずれにも該当すること。

イ　当該申請投資計画の実施期間内において、一事業年度の売上高が百億円を超えることを目指していること（吸収合併、新設合併、吸収分割及び事業又は資産の譲受けにより一事業年度の売上高が百億円を超える場合を除く。）。

ロ　当該申請投資計画の実施期間内における年平均の売上高成長率（当該実施期間の最終の事業年度の売上高の基準事業年度の売上高に対する割合を当該実施期間の年数で乗根して得た割合から一を減じた値をいう。）が百分の十以上となることを目指していること。

四　申請投資計画に売上高の増加のための取組及び設備投資の時期を示していること。